

鈴鹿市政メールモニターシステムに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活に必要な情報を配信し、市民の快適な生活を推進するために運用する鈴鹿市政メールモニターシステム（以下「メルモニ」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 メルモニに登録をする資格を有する者は、インターネット及び電子メールを利用することができる者で、別に定める規約に同意をするものとする。

(登録手続)

第3条 メルモニに登録をしようとする者は、市が指定するメールアドレスに電子メールを送信し、当該電子メールに返信された電子メールにより通知されたホームページで必要事項を入力し、届け出るものとする。

2 前項の規定による届け出があったときは、市長は、登録者として登録するものとする。

(配信等)

第4条 市長は、登録者の希望に応じて、通知メール、災害メール、防犯メール、役立ちメール及び子育てメール（以下「メール等」という。）を配信するものとする。

2 前項のメール等の受信に係る費用、その他メールの送受信に係る費用は、すべて登録者が負担するものとする。

(抹消手続)

第5条 メルモニの登録を抹消しようとするメルモニ登録者は、ホームページで必要な事項を入力し、届け出るものとする。

(資格の喪失)

第6条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 前条の規定により届け出たとき。
- (2) 第4条第1項の規定による配信ができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(庶務)

第7条 メルモニに関する庶務は、政策経営部情報政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、メルモニに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成18年1月20日から施行する。

附 則（平成21年11月27日告示第263号）

（施行期日）

1 この告示は、平成21年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の鈴鹿市政メールモニター設置要綱の規定によるメルモニとして登録されている者は、改正後の鈴鹿市政メールモニターに関する要綱第3条第1項の規定により届け出たものとみなす。

附 則（平成28年3月25日告示第87号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 月 日告示第 号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。